## 建築物省エネ法に関するお知らせ

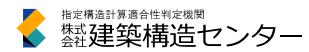
- 1 大規模建築物の省エネ基準適合義務化 が始まります。
  - 省エネ基準適合義務の対象となる建築物(2000㎡以上の非住宅建築物)については、省エネ 基準に適合しなければ建築基準法の確認済証の交付をうけることができなくなります。
  - 完了検査においては、適合性判定を受けた計画の通り工事が実施されていることを確認後、 検査済証が交付されます。

施工日前後の省エネ基準適合義務の適用関係(経過措置) 適 規制措置施行日 合 平成29年4月1日 確認申請が施行日以後 ➡適合義務化、判定義務 務対 確認申請 象 ① 確認申請が施行日前の場合 確認申請が施行日前 対 → 適合義務対象外 確認申請 届出 象 外 ※ 着工から21日前、かつ、施行日前までに現行 21日 省エネ法に基づく届出が必要 現行省エネ法で対 ※ 施行日以後に基準法の計画変更を行った場合 着工 も、対象外 ② 現行省エネ法に基づく届出が施行日前、 確認申請が施行日以後の場合 施行日前に現行省エネ法に基づく 届出をした場合 → 確認申請が施行日以後でも 確認申請 届出 適合義務対象外 応 着工 ※ 施行日以後に省エネ計画に係る計画変更を 行った場合も、対象外

2

2

- ・当社は、29年4月より「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」 としての業務を開始する予定です。
- ・現在、登録申請中です。
- ・省エネ法に関する制度等について分からないことがございました <u>ら、当社省エネ判定部まで、 遠慮なくお</u>問い合わせ下さい。



〒160-0022 東京都新宿区新宿1-8-1 大橋御苑駅ビル6階 省エネ判定部 担当 井上 田中 TEL 03-6413-5771 FAX 03-3350-1261